

令和3年10月18日  
記者発表資料

# 感染症拡大防止事業補助金（第2次）の公募を開始します！

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む事業者を支援します

県では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「感染防止対策取組書」を掲示している県内中小企業者等の皆様を対象に、感染症拡大防止のために要する費用の一部を補助する「感染症拡大防止事業補助金（第2次）」の公募を、10月18日から開始します。これにより、より多くの事業所での取組を促進し、感染症拡大による県内経済の下振れリスクの軽減を目指します。



## 1 補助制度の概要

補助事業の内容	取組事例	補助率	補助上限額
感染症の拡大を防止する事業	遮蔽物、換気設備、加湿器、CO <sub>2</sub> 濃度測定器、HEPAフィルター付き空気清浄機の導入	補助対象経費の3/4以内	100万円

※同一事業内容で他の補助金の交付を受ける場合、本補助金の交付を受ける事はできません。

## 2 補助対象者

「感染防止対策取組書」を掲示している県内中小企業者等

※下記のいずれかに該当する事業者は申請できません。

- ・「令和2年度神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金」又は「令和2年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金」で補助金の交付（支払い）を受けた事業者。
- ・「令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金」の交付決定を受けた事業者。

### 3 補助金の申請等

(1)公募期間 令和3年10月18日(月曜日)から令和3年12月17日(金曜日)

※受付は先着順です。申請の合計額が予算額に達した場合、申請の受付を終了します。受付状況は随時ホームページでお知らせします。

(2)事業実施期間 交付決定日から令和4年2月18日(金曜日)まで

### 4 公募要領、申請書類等

・補助金の詳細は、別添「感染症拡大防止事業補助金(第2次)」をご確認ください。

・公募要領及び申請書類については、県ホームページをご確認ください。

「感染症拡大防止事業補助金(第2次)」

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/r3\\_kansen-boushi2.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/r3_kansen-boushi2.html)

### 5 申請書類等提出先・問合せ先

神奈川県感染症対策補助金班(第2次)へ郵送してください(当日消印有効)。

【郵送先】〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通7

日本大通7ビル 5階 神奈川県感染症対策補助金班(第2次)

【問合せ先】神奈川県感染症対策補助金班

受付時間：平日9時から12時まで／13時から17時まで

電話番号：080-7654-1148、080-7654-1162、080-7654-1172、080-7654-1189、  
080-7654-1235、080-7654-1254、080-7654-1289

#### 問合せ先

---

神奈川県産業労働局中小企業部中小企業支援課

課長 和泉 電話 045-210-5550

副課長 小坂橋 電話 045-210-5551